

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、下野市のうち、2006(平成 18)年 1 月 10 日合併前の旧石橋町であり、石橋商工会の管轄地区である。なお、これ以外の地域は、下野市商工会管轄。

市の北部にあり、面積は 22.43 km²で、総面積 74.59 km²の約 30%を占める。

当商工会がある旧町中心部の石橋地区、北部の上・下古山地区、西部の下長田・細谷・橋本地区、南部の下石橋地区と、大きく 4 地区に分けられる。



(2) 地域の自然災害等リスク

当地域には、新川、姿川が北西から南に流下し、新川が姿川と合流している。地形は、平地が大部分を占めている。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪水

下野市防災会議が作成した「下野市地域防災計画」(令和 4 年 3 月修正)及び市の「ハザードマップ」によると、当地域西側を流れる姿川両岸において、河岸侵食や洪水氾濫及び一部 3.0m~5.0m未満の浸水が想定されている。商工業者へのリスクとしては精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

② 土砂災害

当地域の地形は平地が大部分を占めており、土砂災害の被害は少ないため商工業者へのリスクは非常に低く想定しない。

② 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で 6~26% (一部 26~100%) である。商工業者へのリスクとしては、比較的事業者が密集している石橋地区等においては、火災による被害に加え賑わいの喪失による販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

下野市の地域防災計画による被害予測は次の通り。(下野市全体)

(下野市直下地震 M6.9 冬場深夜発震 風速 10m/s)

ア 建物被害 (冬・深夜; 10m/s)

(単位: 棟)

区 分	液状化	地震動	土砂災害	合 計	火災による 建物焼失棟数
全壊棟数	10	2,639	0	2,649	17
半壊棟数	20	5,887	0	5,908	

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

イ 人的被害 (冬・深夜; 10m/s)

(単位: 人)

区 分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計	要救助者
死者数	167	0	0	168	641
負傷者数	1,642	0	1	1,643	
うち重傷者数	289	0	0	289	

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

※下野市地域防災計画 第5節 地震被害想定 P18.19 より引用

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年の台風第19号により、当地域は、姿川の氾濫(部分)等により浸水被害に遭った。住宅や店舗等、床上・床下浸水の被害を受けた者もいたため、今後、減災の取組を進めた場合であっても、商工業者へのリスクは同程度以上を想定しなくてはならない。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

⑤ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を習得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

⑥ サイバー攻撃

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(3) 地域内の商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

- ・商工業者数 747人
- ・小規模事業者数 568人

【内訳】

業 種	商 工 業 者		備 考 (事業所の立地状況等)
	商 工 業 者	小規模事業者	
建 設 業	92	86	地域内に広く分散
製 造 業	76	54	〃
卸 売 業	62	33	
小 売 業	146	99	当地域中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	55	42	〃
サービス業	197	153	〃
そ の 他	119	101	
合 計	747	568	

(4) これまでの取組

1) 下野市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施 (年1回1箇所を実施等)
- ・防災備品の備蓄
- ・下野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 石橋商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・栃木県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会 (以下、「全国連」という。) の福祉共済 (病気・ケガの補償) への加入促進
- ・防災備品 (スコップ、懐中電灯、非常食等) の備蓄
- ・下野市が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況 (令和6年度)

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 (50件)
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進 (1件)
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 (1回)

※ 小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて商工会、下野市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②下野市安全安心課、商工観光課、石橋商工会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、連携協定を締結する東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)や中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3. 目標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市内の主要産業である小売・サービス業が多く集積し、地域経済圏の中心となる石橋地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、事業者BCPの策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年3者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 管内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定を15件
- ③ 主要産業である小売り・サービス業や建設業の小規模事業者においては策定を10件
- ④ 損害保険加入の取組を5者に対して行う。
- ⑤ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 8年 4月 1日 ~ 令和13年 3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し管内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
(HP:https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html)
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

(3) フォローアップ

- ・下野市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。
(HP:<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについて指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

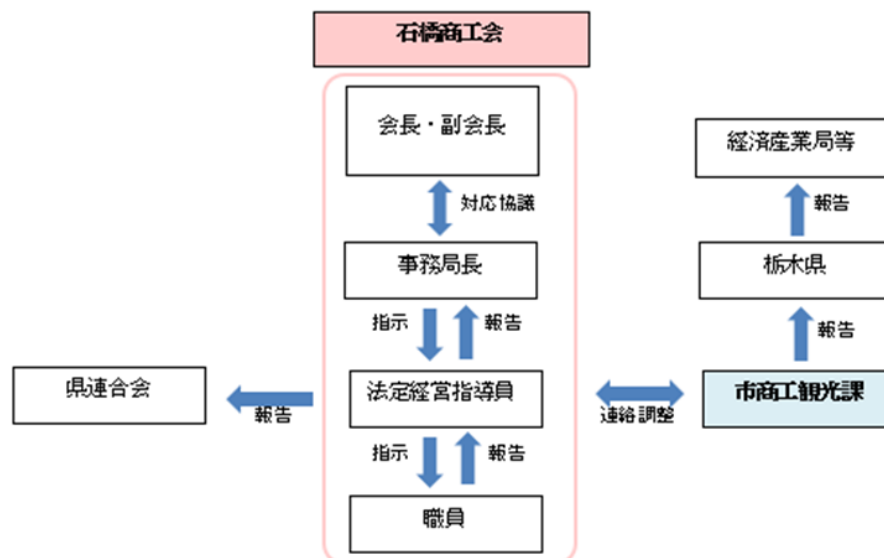
- ・ 連携協定を締結する東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 連携協定を締結する東京海上日動火災保険(株)等に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・ 自然災害(令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、下野市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模自然災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下の通りとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を下野市へ報告するとともに、下野市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・下野市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・下野市と商工会は、以下の間隔で被害情報等を共有する。
- なお、情報共有は別添様式（様式1）で行う。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・下野市と商工会とで情報を共有した上で、下野市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- なお、報告は3)と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当市で取りまとめた「下野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、下野市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 下野市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・ 国や栃木県からの情報や方針に基づき、下野市と商工会とで情報を共有した上で、下野市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災小規模事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・ 相談窓口の設置方法については下野市と相談する。
- ・ 安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、下野市等の施策）を周知する。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・ 国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・ 被災事業者施策（国、栃木県、下野市等の施策）を周知する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

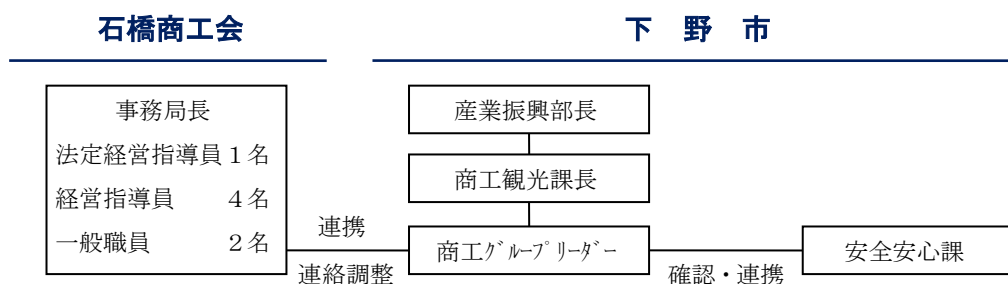
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・当会、本市商工観光課・安全安心課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回連絡協議会を開催する。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を2地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員4名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)の専門家による、個別相談の体制とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員4名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と下野市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大塚 博（連絡先は後述（3）①参照）

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

石橋商工会

〒329-0511 下野市石橋 790-17

TEL : 0285-53-0463 / FAX : 0285-52-0330

E-mail : ishibashi_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

下野市役所 産業振興部 商工観光課

〒329-0492 下野市笹原 26

TEL : 0285-32-8907 / FAX : 0285-32-8611

E-mail : syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・調査費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	40	40	40	40	40
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

調達方法

会費収入、伴走型補助金、下野市補助金、事業収入 等